

附則の改正に関する事項

改正規則

「鋼船規則の一部を改正する規則（2009 年 規則第 14 号）」

改正事項

附則の改正に関する事項

改正理由

本会は、2009 年 1 月に IACS が採択した IACS CSR for Double Hull Oil Tankers, July 2008 “Rule Change Notice No.1”（以下、油タンカーCSR RCN1 という。）に基づき鋼船規則 CSR-T 編の一部を改正し、2009 年 4 月 15 日付規則第 14 号「改正その 2」（日本籍船舶用）及び同日付 Rule No.19「Amendment 1-2」（外国籍船舶用）として、2009 年 7 月 1 日以降に建造契約を行う船舶から適用となる一部改正規則を公表した。

上記油タンカーCSR RCN1 の適用にあたり、当該一部改正規則に含まれる船底及び船側外板の最小板厚の規定の改正について、国際業界団体から規定の見直し、ないし、さらなる技術背景の説明を求める強い要請があり、これを受けて、IACS は、異例の措置として、当該規定について再審議を行うこと、及びこの審議完了まで油タンカーCSR RCN1 の適用を延期することを 2009 年 6 月 29 日に決定した。

今般、この IACS の決定に従い、油タンカーCSR RCN1 に係る鋼船規則 CSR-T 編の一部改正の施行日を延期した。

改正内容

附則の適用日を改めた。